「ふくい建設産業カレッジ」事業費補助金交付要領

第１　目的

災害復旧や社会インフラの維持・管理に重要な役割を担っている県内建設産業において、県外等から就業希望者を誘致し、県内建設事業者での研修を通して建設業への関心を高め、担い手の確保・育成を図ることを目的とする。

第２　事業の内容

県は、建設産業への就職意欲がある者、または建設産業に関心がある者が、県が事業主体となっている、福井県建設産業ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）に事業を委託している「ふくい建設産業カレッジ」（以下「カレッジ」という。）を受講する場合、受講生に対して、研修費等を、県の予算の範囲内において助成する。

第３　助成対象者

１　助成金は、次のいずれにも該当する者に支給するものとする。

（１）　令和８年４月１日現在で原則１８歳以上５１歳未満である者

（２）　常用雇用の雇用契約を締結していない者

（３）　カレッジを受講した者

（４）　県内建設産業への就職意欲がある者、または建設産業に関心がある者

２　前項の規定に関わらず、助成金の支給を受けようとする者（以下「研修生」という。）において、県税の滞納が確認された場合は、県は助成金を不支給とする。

第４　支給額等

県は、予算の範囲内において、次の助成金を支給する。ただし、次の（３）は、県外から参加する受講生に限る。

（１）研修費

日額を１０，０００円とし、研修日数に応じて助成する。ただし、助成上限額は１人あたり月２００，０００円とする。また、大学生および１８歳以上の高校３年生以上については、半分の額を支給し、それ以外の高校生については支給しない。

（２）交通費

受講生の居住地と研修開始地で、研修期間中の移動にかかる交通費の実費相当分を助成する。算定方法は県の通勤手当の支給に関する規則によるものとし、助成上限額を、１人あたり月２，４００円とする。

（３）宿泊費

研修期間中の宿泊にかかる実費相当分の１／２以内の額を助成する。ただし、助成上限額を、月２７，０００円とする。

２　助成金の申請は１回限りとし、同一人物による複数回の申請は認めない。

第５　支給対象期間

支給対象期間は研修開始日から令和９年３月３１日とし、最大１か月間とする。

第６　申請手続き

１　申請者は、「ふくい建設産業カレッジ」募集要領（以下「要領」という。）に基づき、受講生の研修先が決定した後、研修開始までに研修計画書（様式第１号）、誓約書（様式第１号別紙）および交付申請書（様式第２号）を知事に提出するものとする。

２　県は申請者から提出のあった事業計画書の内容を審査し、その結果を通知する。

３　研修期間の変更等により、経費の増または２０％を超える減が生ずることになった場合は、申請者は変更交付申請書（様式第３号）と併せて知事に提出するものとする。

４　申請者は受講生の研修終了後、実績報告書（様式第４号）を知事に提出するものとする。

５　県から額の確定の通知後、申請者は交付請求書（様式第５号）を知事に提出するものとする。

第７　助成金の返還

次に掲げる事項に該当する場合には、給付金の給付を受けた者（以下「受給者」という。）は

給付金の全部を返還しなければならない。ただし、２について病気や災害等のやむを得ない事情として県知事が認めた場合はこの限りでない。

１　虚偽の申請等を行った場合

２　自己の都合により研修を途中で辞退した場合

なお、２について病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、申請者は返還免除申請書（様式第６号）を提出すること。

附則

この要領は、令和８年６月２３日から適用する。